平成２３年（フ）第１８号
長野県上田市上野16番地13
債務者　田中　東作
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　　忍
4　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１９号
長野県上田市上野16番地13
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　　忍
4　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第５８９号
名古屋市南区豊１丁目８番15号　コーポ鈴木101号
債務者　川越　昭宏
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽恵里子
4　破産債権の届出期間　平成23年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月22日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８４号
鹿児島県姶良市東餅田3726番地14
債務者　村上　和雄
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　破産債権の届出期間　平成23年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５２号
鹿児島県鹿児島市桜島小池町45番地
債務者　萩原　四男
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　破産債権の届出期間　平成23年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５７号
松江市乃白町1387番地
債務者　上崎　一恵
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　敏之
4　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８号
松江市乃白町1387番地
債務者　上崎　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　敏之
4　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５号
岐阜県多治見市笠原町1648番地の31
債務者　酒井　秋浩
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤知恵子
4　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１２１号
広島県廿日市市地御前１丁目26番23号
債務者　帯刀田順子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
4　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６号
新潟市北区葛塚4627番地　アルビヨン下大口203号
債務者　長谷川雅弘
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　武雄
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５号
北海道旭川市東光18条５丁目６番12号
債務者　高畠　邦義
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６号
北海道旭川市東光18条５丁目６番12号
債務者　高畠マリ子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
滋賀県近江八幡市船木町1441番地21
債務者　塚本　善久
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐武　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８０号
釧路市花園町４番14号
債務者　中島　衆司
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　簑島　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１２５６号
大阪府東大阪市喜里川町11番３号
債務者　田中　丈稔
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　　亘
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部